

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成28年12月

みなかみ町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 みなかみ町は、群馬県の最北部に位置し、北の谷川連峰を源とする利根川と北西側の三国連峰から流れる赤谷川は、当町南部で合流している。その豊富な水量は関東の重要な水源となり、集落や耕作地は二つの川に沿うように広がっている。また、781km²という県内でも最大の面積を有し、標高300m～1,000mの以上の中山間地帯に位置し、夏は冷涼、冬は寒さが厳しく、特に山岳部の積雪が多い地域である。

当地域の農業形態は、従来から水稲と養蚕を中心とした複合経営が一般的であった。しかし産業構造の変化、農業従事者の兼業化、高齢化が進み、後継者不足に加えて、農産物価格の低迷、畜産物等の生産過剰傾向は農家経済にも重大な影響を及ぼし、農業経営の不安定の要因をなしている。また他産業従事者との所得の格差等を考慮すると、農業離れ傾向は今後更に強まるものと推察される。

このように、農業をとりまく諸条件は厳しい状況にあるが、本町は首都圏外周部に位置し、美しい自然景観や、水上や猿ヶ京をはじめとする多くの温泉・スキー場等の観光資源にも恵まれ、関越自動車道の2つのインターチェンジや上越新幹線の駅を有するなど、その格好の立地条件を活かして、観光果樹園や農産物直売所等の開設が進められている。

このような状況の中で、経営規模拡大農家の育成や施設野菜及び菌茸類等の新規作物導入を推進して行く。また農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 みなかみ町の農業構造については、昭和40年代半ば頃より兼業化が進み、恒常的勤務による安定農家が増加したが、最近、一層の兼業農家の増加によって、土地利用型農業を中心として農家の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 みなかみ町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、みなかみ町及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね350万円程度）、（1個別農業経営体あたり概ね550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

さらに、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増化させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

- 4 みなかみ町は、将来のみなかみ町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、みなかみ町は、農業協同組合、農業委員会、農業事務所等が十分なる相互の連携の下で密接な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の密接な指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核として、現在実施している農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員等による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ、農地中間管理機構を活用した利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、今後増加傾向にある遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主であることにおいて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている場合は、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合農作業受託部会と連携を密接にして、農地貸借の促

進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域であるみなかみ町においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人化を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、みなかみ町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とし中山間地域農村活性化総合整備事業等の農業農村整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分考慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 みなかみ町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業事務所の協力を受けて、認定農業者、又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

特に、水稻・養蚕からの脱却を図ろうとする地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

果樹等の観光農業作物については、産地としての付加価値化と通年型観光農業の振興に努める。なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

みなかみ町の平成27年の新規就農者は3人で、過去5年間の新規就農者は14人の状況となっているが、従来からの基幹作物であるりんごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、みなかみ町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間230人を踏まえ、みなかみ町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

みなかみ町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね250万円程度、1経営体あたりは概ね350万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたみなかみ町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所や地域連携推進員、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 月夜野地区、新治地区

従来からの基幹作物であるりんごを栽培する月夜野地区、新治地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（1人程度）を重点的に進め、農業協同組合、りんご生産組合等と連携し、りんごの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
1 施設野菜 複合① (トマト、 イチゴ、 水稻)	<作付面積> 雨よけトマト 25a イチゴ 15a 水稻 20a <経営面積> 0.60ha	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター (30ps) ・ロータリー (1500mm) ・動力噴霧機 (50L/分) ・土壌消毒機 (2条) ・トラック (1t、軽) ・小型管理機 (7ps) ・暖房機 (300坪用)2台 ・保冷库(2坪) ・灌水用ポンプ (2.7k) ・田植機 (2条) ・バインダー ・ハーベスター ・糶摺り機 ・米選機 <その他> ・ウイルスフリー優良株 の専用親株床の設置と 加温によるイチゴの早 期出荷 ・イチゴは雨除け育苗 ・地域有機物活用による 土づくり ・雨よけトマトはセル成 型苗と選果場利用によ り省力化 ・マルハナバチの利用	・イチゴと雨除 けトマト、水 稻の複合化に よる周年労働 の実現 ・良質堆肥の投 入と有機質主 体の施肥によ るブランド品 としての有利 販売 ・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト 節減 ・トマト生産に よる夏季労力 の有効利用	基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労力(延べ) 42日 快適な作業環境 の整備 定期的な休日の 確保 家族経営協定の 締結	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
2 施設野菜 複合② (トマト、 肉牛繁殖、 水稻)	<p><作付面積> 雨よけトマト 30a 水稻 50a 飼料作物 160a 繁殖牛 30頭 育成牛 3頭</p> <p><経営面積> 2.40ha</p>	<p><資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター (31 ps) ・コーンハーベスタ、モ ア、ヘイベーラ、ロール ベーラ、ホイローダ^g、 ブロードキャスタ、ベー ルクラブ^g : (共有) ・ロータリー (1500mm) ・洗浄機 ・連動スタンション ・動力噴霧機 (50L/分) ・土壌消毒機 (2条) ・軽トラック (660cc) ・小型管理機 (7ps) ・田植機 (2条) ・バインダー ・ハーベスター ・籾摺り機 ・米選機 ・灌水用ポンプ (2.7k)</p> <p>(群飼育体系) ・群飼育舎 ・堆肥舎</p> <p><その他> ・雨よけトマトはセル成 型苗と選果場利用によ り省力化 ・家畜排せつ物の堆肥化 と利用の促進 ・マルハナバチの利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト 節減 ・良質堆肥の投 入と有機質主 体の施肥によ りブランド野 菜としての有 利販売 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人</p> <p>快適な作業環境 の整備</p> <p>定期的な休日の 確保</p> <p>家族経営協定の 締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
3 花き専作 (シクラ メン主 体)	<p><作付面積> シクラメン 25a 花壇苗 20a</p> <p><経営面積> 0.45ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質フィルムハウス 2000㎡ ・作業舎 100㎡ ・大型連棟ハウス 2000㎡ ・温風暖房機 10万Kcal 2台 5万Kgal 2台 ・液肥混入機 ・動力噴霧機 (30L/分) ・トラック (2t、軽) ・ポットティングマシン ・ホイロローダ (0.2m³) ・フォークリフト (1.5t) ・クラッシャー ・発芽室 (1坪) ・栽培ベンチ固定 (2000㎡) ・栽培ベンチ (1000㎡) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セル育苗の導入 ・汁液分析による適性施肥の実施 ・ハウスは複合環境制御システムを装備 ・気象にあった品目導入による高品質生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5年先の消費動向を見極めたの優良種苗の確保 ・契約栽培による計画生産 ・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理 ・労務管理 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労力(延べ) 357日</p> <p>パート雇用の有効活用</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
4 果樹複合 ① (リンゴ、 ブルーベ リー、西 洋ナシ)	<p><作付面積> リンゴ 70a ブルーベリー 10a 西洋ナシ 10a</p> <p><経営面積> 0.90ha</p>	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (21ps) ・スピードスプレヤー (1000L) ・乗用モア (80cm幅) ・マニュアルスプレッター (自走 1000kg) ・トラック (1t、軽) ・高所作業台車 (クローラ型) ・密入りセンサー ・保冷库 (2坪) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とする栽培 ・ブルーベリーは、「おおつぶ星」「あまつぶ星」を中心とした観光もぎ取り園 ・西洋ナシは地域適性品種の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・密入りセンサーを利用した高品質「ふじ」の贈答用販売 	<p>基幹労力 2人 雇用労力(延べ) 17日</p> <p>リンゴ花摘み、摘果作業に対するパート雇用</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
5 果樹複合 ② (リンゴ、 オウトウ、 モモ)	<p><作付面積> リンゴ 70a オウトウ 10a モモ 5a</p> <p><経営面積> 0.85ha</p>	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (21ps) ・スピードスプレヤー (500L) ・乗用モア (80cm幅) ・マニュアルスプレッダー (自走 1000kg) ・トラック (1t、軽) ・高所作業台車 (クローラ型) ・密入りセンサー ・保冷库 (2坪) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とする栽培 ・オウトウは雨よけ栽培により高品質化 ・モモは白鳳を主体に早生、あかつき等の中性種の組合わせにより収穫期間の延長と労力分配 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合果樹生産により収穫期間の延長と労力分散を図る ・直売、宅配便等による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・密入りセンサーを利用した高品質「ふじ」の贈答用販売 	<p>基幹労力 2人 雇用労力(延べ) 27日</p> <p>リンゴの摘花、摘果収穫作業に対するパート雇用</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
6 果樹複合 ③ (オウトウ、エダマメ、水稲)	<p><作付面積> オウトウ 30a エダマメ 120a 水稲 50a</p> <p><経営面積> 2.00ha</p>	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用モア (80cm幅) ・トラック (1t,軽) ・高所作業台車 (クローラ型) ・トラクター (30ps) ・ロータリー (1800mm) ・ブレンドキャスター (自走式) ・管理機 (6ps) ・動力噴霧機 (50L/分) ・播種機 (1条) ・脱きょう機 ・マメ洗浄機 ・エダマメ選別機 ・マルチ巻き取り機 ・予冷庫 (1.5坪) ・田植機 ・バインダー ・ハーベスター ・籾摺り機 ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オウトウは雨よけ栽培により高品質化を図る ・加温栽培と普通栽培による作業分散と有利販売 ・地域有機物活用による土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支把握とコストの節減 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労力(延べ) 45日</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
7 コンニャク+露地 野菜 (エダマ メ)	<p><作付面積> コンニャク 200a エダマメ 50a 水稲 50a</p> <p><経営面積> 3.00ha</p>	<p><資本装備> (中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30 ps) ・ロータリー (1800mm) ・動力噴霧機 (50L/分) ・トラック (1t、軽) ・小型管理機 (6ps) ・コンニャク植付機 ・掘取機 (95cm幅) ・予冷库 (1.5坪) ・温風機 ・脱きょう機 ・マメ洗浄機 ・エダマメ選別機 ・田植機 (2条) ・バインダー (2条) ・ハーベスター ・播種機 (1条) ・籾摺り機 ・米選機 ・マルチ巻き取り機 ・ブレンドキャスター (自走式) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エダマメとの輪作により連作障害の回避 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市況情報の収集と計画出荷 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
8 酪農専作 (つなぎ 飼 い 飼 養)	<p><飼養頭数> 経産牛 45頭 育成牛 20頭</p> <p>(経産牛1頭当 り乳量8,500kg)</p> <p>飼料作物 500a</p> <p><経営面積> 5.00ha</p> <p>(飼料自給率 T D N 35 % 以 上)</p>	<p><資本装備> つなぎ飼い・パイプライ ンミルク方式 ・牛舎・付属施設</p> <p>・トラクター (105ps共有)</p> <p>・トラクター (77ps:共有)</p> <p>・サイロ ・堆肥化施設 ・トラック (2t,2台) ・飼料作物収穫作業機械 (ハーベスタ他5種:共有) ・飼料作物栽培作業機械 (プラウ他6種:共有) ・バキュームカー (6KL:共有) ・ホイロローダ (0.5m³:共有)</p> <p><その他> ・粗飼料自給を基本とす 資源循環型の経営</p> <p>・経営体周辺への飼料畑 の集積</p> <p>・家畜排せつ物の堆肥化 と利用の促進</p> <p>・混合飼料給与方式</p> <p>・飼料作物生産の機械利 用組合方式の導入(5戸 共同)</p> <p>・計画的肉畜生産(F1)</p> <p>・受精卵移植技術による 高能力確保</p> <p>・育成牛の牧場委託育成</p>	<p>・複式簿記記帳 による経営収 支の把握と資 金管理の徹底</p> <p>・青色申告の実 施</p> <p>・パソコン活用 による経営分 析</p> <p>・牛群検定の活 用</p>	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用能力(延べ) 17日</p> <p>ヘルパーの活用 による休日制の 導入</p> <p>家族経営協定の 締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
9 肉牛（肉専用種繁殖） ＋水稻	<p><飼育頭数></p> <p>繁殖牛 50頭</p> <p>育成牛 5頭</p> <p>水稻 120a</p> <p>飼料作物 430a</p> <p><経営面積></p> <p>5.50ha</p>	<p><資本装備></p> <p>（独房＋群飼育体系）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群飼育舎 ・分娩牛舎 ・離乳群飼育舎 ・トラクター (30ps) ・コーンハーベスタ (2条) ・モア ・ヘイベーラ ・ロールベーラ ・ホイルローダ ・ブロードキャスタ ・ベールクラブ ・洗浄機 ・連動スタンション ・乗用田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・軽トラック (660cc) ・糞摺り機 ・計量米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とす資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培 ・育成牛の牧場育成委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析 	<p>基幹労力 2人</p> <p>補助労力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
10 シイタケ (原木)+ 水稲	<p><作付面積> シイタケ(年植 菌) 25,000本 水稲 80a</p> <p><経営面積> 稼働ほだ木 50,000本 0.80ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車 2台 ・軽トラック 2台 ・穿孔機 2台 ・暖房機 2台 ・クレーン ・フォークリフト ・包装機 ・乾燥機 ・保冷库 ・トラクター (21ps) ・ロータリー (1.5m) ・田植機 (2条) ・バインダー (2条) ・ハーベスタ ・糶摺り機 ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伏せ込み場の環境を整える。 ・良い菌種を使用した、計画栽培を行う。 ・気象条件に応じた適正な原木管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具、施設の耐用年数以上の使用による、原価償却費の削減 ・作業計画表を作成した効率的な作業。 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労働(延べ) 204日</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ
11 水稲+大 豆+ソバ	<p><作付面積> 水稲 200a 大豆 300a ソバ 300a</p> <p><経営面積> 8.00ha 自作地 1.50a 借地 6.50a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps) ・トラクター (60ps) ・ロータリー (2.2m) ・田植機 (4条) ・自脱型コンバイン (水稲) ・乾燥機 (水稲、大豆用) ・糶摺り機 ・乗用管理機スプレーヤー ・ブロードキャスター ・ケンブリッジローラー ・普通型コンバイン (大豆、ソバ) ・平置き乾燥機 (ソバ) ・粒選別機 ・軽トラック (2台) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソバは、夏・秋の2回作付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・大豆、ソバ用コンバインの能力をフル活用するため、休閑地を利用した規模拡大 ・計画的作業による適期作業の実現 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現にみなかみ町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、みなかみ町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
1 施設野菜 (雨よけ トマト)	<p><作付面積> 雨よけトマト 30a</p> <p><経営面積> 30 a (借地)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (19ps共同) ・管理機 (5ps中古) ・動力噴霧機 (30L/分) ・灌水用ポンプ (2.7k中古) <p>・トラック (1t・軽：中古)</p> <p>・パイプハウス (3,000㎡)</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る ・地域有機物活用による土づくり ・農薬の適正使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場情報の収集と計画出荷 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 (夏季のトマト出荷期)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>適正な労働時間の設定</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
2 コンニャク専作	<p><作付面積> コンニャク280a</p> <p><経営面積> 280a (借地)</p>	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50・30ps：中古) ・土壌消毒機 (マルチ同時：中古) ・植付機 (中古) ・掘取機 (中古) ・ホークリフト (1.8t：中古) ・トラック(2t、軽：中古) ・貯蔵庫 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンニャクの連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作および有機質の投入による土づくりに努める ・農薬の適正使用 ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家との交換耕作 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫時の雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力（収穫時）</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
3 コンニャク＋露地 野菜	<p><作付面積> コンニャク 150a エダマメ 50a</p> <p><経営面積> 200a (借地)</p>	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps：中古) ・動力噴霧機 (30L/分) ・土壌消毒機 (マルチ同時：中古) ・植付機 (球茎、2条：中古) ・堀取機 (95cm幅) ・マメ洗浄機 (中古) ・予冷库 (1.5坪) ・トラック (2t・軽：中古) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥を組合せた輪作 ・農薬の適正使用 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・エダマメ収穫時の雇用労働力の確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場情報の収集と計画出荷 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 (エダマメ収穫時の雇用労働力)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
4 果樹専作	<p><作付面積> リンゴ 40a ブルーベリー 30a</p> <p><経営面積> 70a (借地)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレー (1000L：中古) ・乗用草刈機 (中古) ・トラック (1t、軽：中古) ・高所作業車 (中古) ・保冷库 (1.5坪) ・直売施設兼作業場 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・ブルーベリーは、ハイブリッシュ種主体の観光もぎ取り園 ・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の適正使用と削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・ジャム加工による付加価値化 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 (ブルーベリー収穫作業)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
5 施設花き	<作付面積> シクラメン 10a その他鉢物 10a <経営面積> 20a	<資本装備> ・鉄骨ハウス (1000㎡) 一式 ・ハウス内設備 ・井戸 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・ホイールローダ (0.2立米：中古) ・ホークリフト (1.5t：中古) ・軽トラック (中古) <その他> ・セル育苗の導入	・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・ギフト用として共同出荷による契約販売 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理	家族労働力 2人 雇用労働力 (鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用) チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	みなかみ

なお、米麦や畜産における上記以外の営農類型については、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指針」の6割程度を基準とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標を示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
48%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

みなかみ町は、米・野菜・果樹の生産と畜産が盛んであり、それぞれの地域にあった営農活動が展開されているが、農業経営者の高齢化や担い手不足、兼業化が急速に進んでおり、耕作放棄地の増加に伴う農地利用率の低下や土地の分散による生産率の低下などの問題が生じている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的には以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ・ 農用地利用集積促進事業
- ・ 利用権設定等促進事業
- ・ 農地中間管理事業
- ・ 集落営農の法人化

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

みなかみ町は、群馬県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する

る基本的な事項に定められた方向に即しつつ、みなかみ町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

みなかみ町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 比較的平坦な水田地帯の地区においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 畑作を中心としたの地区等においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、みなかみ町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

(エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当

該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業共同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号掲げる場合において農業協同組合又は農業組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ みなかみ町長への確約書の提出やみなかみ町長との協定の締結を行うこと等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようになるものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① みなかみ町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積団滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。（以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② みなかみ町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① みなかみ町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② みなかみ町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ みなかみ町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始

期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、みなかみ町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② みなかみ町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① みなかみ町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② みなかみ町は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、みなかみ町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ みなかみ町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

みなかみ町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

みなかみ町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項をみなかみ町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

みなかみ町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

みなかみ町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① みなかみ町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定めるものに対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきこと

を勧告することができる。

ア その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

イ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に従事していないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② みなかみ町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ みなかみ町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を所定の手段により公告する。

- ④ みなかみ町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) みなかみ町は、みなかみ町の全域又は一部を区域として農用地利用集積円滑化事業を行う農用地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農用地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農用地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

- (2) みなかみ町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域農業再生協議会は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農用地利用集積円滑化団体に対し、情報提供及び事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

みなかみ町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするもの

とする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ウ 農作業の効率化に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員と役割分担、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書をみなかみ町に提出し、農用地利用規程についてみなかみ町の認定を受けることができる。

② みなかみ町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものとする。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ みなかみ町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をみなかみ町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ みなかみ町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係わる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地があ

る場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① みなかみ町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② みなかみ町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農地利用改善事業の実施に関し、利根沼田農業事務所、農業委員会、利根沼田農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

みなかみ町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

みなかみ町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地保有合理化法人の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢

者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

みなかみ町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア みなかみ町は、利根沼田区域農用地総合整備事業（平成4年～15年度）、水上中央地区団体営中山間地域総合整備事業（平成18年度～平成22年度）、新治南部地区（平成6年度～平成10年度）、須川平地区等県営中山間地域総合整備事業みくに地区（平成8年～平成17年度）や、かんがい排水事業により基盤整備を促進するとともに、農業構造改善事業や先進的農業生産総合対策事業等により、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ みなかみ町は、広域営農団地農道整備事業新治地区（平成4年度～平成10年度）、県営農免農道整備事業（師・真政地区平成5年度～平成9年度）、農業集落排水事業（藤原中・藤原上地区等）、農村総合整備事業集落環境整備・恋越地区（平成6年度～平成10年度）や中山間総合整備事業（農村活性化総合整備・新治中部地区（平成2年度～平成7年度）、総合農地防災・相俣地区、みくに地区等）による農業集落の定住条件整備の促進を通じて、農業後継者の確保に努める。

ウ みなかみ町は、ふるさと農道緊急整備事業等を実施し、農業経営の発展を図っていく。

エ みなかみ町は、須川・新巻地区県営畑地帯総合整備事業（平成17年～23年度）により農業集落の活性化を図るとともに、団体営農道整備事業、集落環境整備事業、集落排水整備事業、吾妻利根区域畜産基地建設事業、畜産活性化総合対策事業、中山間地等直接支払事業（平成17年度～平成27年度）などにより、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

オ みなかみ町は、水田農業の推進について町地域農業再生協議会事業により、生産者の営農安定化対策を促進するとともに、行政と農業者団体等が一体となり、地域の特性や立地条件を十分活かし、水稲作と転作を組み合わせ、より生産性の高い水田営農の確立を図ることに努める。

カ みなかみ町は、農業農村整備事業への積極的な取り組みによって、遊休農地の再生を図り、その利用については担い手農家等への新規集約的作目の導入を推進する。このような土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

キ みなかみ町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

みなかみ町は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別

に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、みなかみ町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

中長期的な取組として、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

みなかみ町が主体となって群馬県立農林大学校や農業事務所、農業委員、農業協同組合等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、研修や営農指導等の支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、町内の農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については群馬県立農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、農業協同組合、認定農業者等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

みなかみ町においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用集積に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① みなかみ町における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域はみなかみ町全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

② なお、みなかみ町を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

みなかみ町を実施区域として農地利用集積円滑化事業を行う者の定める農地利用集積円滑化事業規程には、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して次の事項を定めることとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、みなかみ町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、みなかみ町から承認を得るものとする。
- ② みなかみ町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ みなかみ町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ みなかみ町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域をみなかみ町の公報等への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① みなかみ町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② みなかみ町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ みなかみ町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ みなかみ町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨をみなかみ町の公報等への記載により公告する。

(4) みなかみ町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① みなかみ町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② みなかみ町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、みなかみ町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ みなかみ町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ みなかみ町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域をみなかみ町の公報等への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の対象とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に

契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。
この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、利根沼田農業事務所、群馬県農林大学校、一般社団法人群馬県農業会議、利根沼田農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所等の関係機関及び関係団体と連

携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成20年6月16日から施行する。
2. この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
3. この基本構想は、平成28年12月16日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業 団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は、3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。ある場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づきみなかみ町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受けるものは当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づきみなかみ町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適当な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は、移転し対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行わないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>